

論 文

山口庄右衛門安固と小浜藩中期の藩政

—『余慶編』を素材に—

藤井 讓治*

はじめに

1. 山口庄右衛門安固の履歴とその家系
2. 近江国舟木材木座一件と安固
3. 小浜藩の借財と竹原文右衛門
4. 貸し鉄砲をめぐる

おわりに

はじめに

本稿は、山口庄右衛門安固の一代記『余慶編』¹⁾を通して、小浜藩中期、18世紀前半の藩政の一端を明らかにしようとするものである。

『余慶編』は、安固の嫡男で家督を継いだ次兵衛重遠が、安固が死去し、自らも隠居した後の天明8年(1788)に、子孫のために述作したものである²⁾。『余慶編』の名は、易経に「積善の家、余慶あり」とあることにちなんだものである。祖先、殊に父安固の「積善」に感謝し、子孫にたいし「国家の大恩を忘れず、祖先の辛労をおろそかにせざらんこと」を願って書かれたものである。

この『余慶編』を最初に学界に紹介したのは森銑三である。森は、1932年(昭和7)、崎門学派の祖、山崎闇斎の二五〇年祭展覧会開催のため、崎門学と関係の深かった小浜藩主酒井家の家史編纂所を訪ね、旧藩校信尚館の蔵書中に関係史料を求め、百数十部を借り出した。そしてそのなかから闇斎の学統に繋がる若林強斎の言行『雑話筆記』を録した主、山口春水(安固)に関する資料、『余慶編』をみいだした。翌1933年、森は、雑誌『東洋文化』4月号に「山口春水」と題する一文を書き、春水の人となりに注目しつつ、『余慶編』を詳細に紹介した³⁾。

そして、同年12月、東京大学史料編纂所が、この『余慶編』の影写本を酒井家所蔵の他の古文書とともに作成している。その奥書をあげておこう。

右

余慶編

壹冊

東京市牛込区矢来町 伯爵 酒井忠克氏所蔵

昭和八年十二月影写了

* 京都大学名誉教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

次いで1937年には、崎門学の研究者である岡次郎（彪村）が『強斎先生雑話筆記』12巻⁴⁾を刊行するが、それに際し『余慶編』を併せ刊行した。ただこの本は、刊行部数も少なかったようで、これを蔵する所は少なく、また酒井家の原本を底本としながらも漢字・仮名、書き込み、多くはないが編者による改変、挿入文の錯誤など、十分に配慮された翻刻とはなっていない。そこで今回、巻末に、現在の所蔵者である小浜市立図書館の許可をえてできるだけ忠実な翻刻を試みた。

1975年、若林強斎の研究者である近藤啓吾は、「山口春水の歌稿」⁵⁾において、歌人あるいは学者としての春水について論じ、そのなかで『余慶編』の一部を読み下しにして掲載している。

このように安固は、崎門学派なかでも若林強斎研究の世界では、山口春水の名でよく知られた人物であり、その著『雑話筆記』は、「江戸時代に成った言行録の内でも、最も精采に富ん」だものと評され⁶⁾、『余慶編』は『雑話筆記』をより深く読み解くための資料として、また安固の学者、賢人としての側面を明らかにする資料として利用されてきた。

本稿では、こうした側面を踏まえつつ、『余慶編』に安固との関わりで記された小浜藩藩政上の事柄のいくつかを取り上げ、検討することで、この期の小浜藩政の様相の一端を明らかにしていく。

1. 山口庄右衛門安固の履歴とその家系

論を進めるに先立ち、安固の履歴とともに、家系について述べておこう⁷⁾。山口家の初代の庄右衛門重政は、寛永7年（1630）に知行150石で若狭拝領以前の酒井忠勝に江戸で召し抱えられ、寛永11年の將軍上洛に際し、忠勝に供し、その年の若狭転封にあたって180石に加増された。そして承応2年（1653）に弓奉行となり、寛文3年（1663）に死去した。安固にとっては祖父にあたる。

安固の父、治兵衛重晴は、小浜藩士糟谷勘右衛門の三男として生まれ、万治元年（1658）に忠勝の右筆となり、寛文2年に重政の養子となった。同3年、重政の死を受けて、跡式150石馬廻となり、同10年に作事奉行、貞享3年（1686）に普請奉行となり、元禄14年（1701）には200石に加増され、同16年に高浜町奉行、宝永2年（1705）に敦賀町奉行となり、正徳元年（1711）隠居、隠居料30石を与えられ、享保13年（1728）に死去した。号を翠巖といった。

庄右衛門安固については、安永3年（1774）の「小浜藩由緒書」と『余慶編』の記事から得られる情報を併せて、その履歴の概要を記すことにする。

安固は、元禄5年、山口治兵衛重晴の三男として西津口御門通梅小路西側北ノ角屋敷に生まれる。幼名を団次郎といい、元禄16年には父重晴の高浜町奉行就任にともない和田の茶屋に住むことになった。宝永2年、父重晴が敦賀町奉行に転任するにともない敦賀に移り、そこで伊藤仁斎の門下であった伊藤黙庵に学ぶ。

正徳元年、重晴が隠居し、安固は家督を継ぎ、170石先手馬廻となった。そして西津田縁で屋敷を拝領し、敷地内の長屋を臥雲亭と名付けて、藩士の子弟を教えた。

享保3年、小浜藩の京都屋敷の加番を命じられ、京都に行き、崎門学派の若林強斎に師事し、仁斎学を捨て朱子学を学ぶことになる。この間のことは安固が「山口春水」の名で筆録した『強斎先生雑話筆記』に詳しい。この京都加番の時代に、後に取り上げる近江国舟木材木座一件に関与する。

享保11年、京都加番より御使者番役（表取次）に転じ、次いで同13年、当時大坂城代であった藩主

酒井忠音⁸⁾から大坂での公用人を命じられる。このとき、加増され知行200石となった。この年、父重晴が死去する。

同13年、忠音が老中へ転任するにともない、大坂を引き払い小浜へと戻り、同14年6月⁹⁾、熊川の奉行、ついで同18年3月、敦賀町奉行となった。敦賀町奉行になった直後に、「熊川十景」の詩を近江の白鬚社に奉納、享保末年の飢饉に際しては熊川の救済にも心を砕いた。

敦賀町奉行時代の安固については、『余慶編』に、町奉行下の同心組一件、敦賀問屋と他国客の公事、敦賀町奉行の郷方支配、今立・南条二郡の領地年貢の銀納¹⁰⁾、馬借争論の扱い、瞽女・座頭的一件¹¹⁾、献上昆布を製する小浜天目屋九郎兵衛¹²⁾の一件、敦賀の火災定法¹³⁾、気比宮での経学講習と書の奉納、「越前国角鹿気比宮蔵書」の朱印など、多くのことが記されているが、関係する十分な史料を敦賀所在の史料から、いまだ得ることができていない。

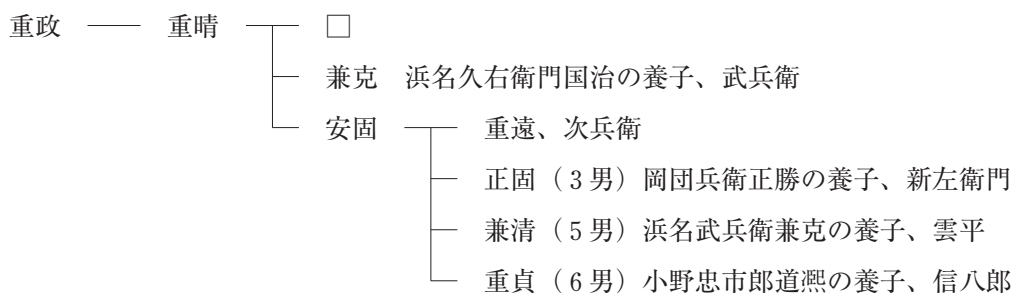
元文4年(1739)、敦賀町奉行から小浜用人役に転じ、財政を担当する。後述のように元文5年に江戸に下って「御借財御断」の件について藩主忠存の了解を得て、忠存死後¹⁴⁾に大坂・京都・大津などの金主との交渉にあたった。

また、藩に1万両もの大金を献じた江戸の竹原文右衛門の勝手気ままな振廻を叱責し、さらに小浜用人時代に大飯郡・下中郡の「御免鉄炮」の使用緩和にも尽力した。

延享3年(1746)、用人役を免ぜられ、社倉惣奉行用人格となり、藩主忠用が大坂城代であった寛延元年(1748)には「大坂御先御用」を命じられ、「公用方御勝手方」を勤め、同年、大坂公用人役となるが、同じ年に隠居し、隠居料30石を与えられ小浜に戻った。そして明和8年(1771)に80歳で死去する。

本稿では、『余慶編』の主旨が安固の顕彰であるという点を念頭におきつつ、そこに記された藩政にかかわる事柄を拾い出し、それに他の史料を重ね合わせることで、この期の小浜藩政の様相を描いてみたい。

【山口安固関係系図】



2. 近江国舟木材木座一件と安固

『余慶編』の一文に、

^(安固)先考京加番ノ時、江州舟木材木座ノ事ニテ公儀カケ合ノ事アリ、雑話続録ニ詳也、此時義理ノ当
^(若林強斎)否取舍ノ軽重、先生ノ所存ヲ扣カレタル事アリ、其終り先生声ヲハゲマシテ曰、^(安固)莊右衛門覚悟ハ
 ヨキカトナリ、此一言先考ノ心根ニ徹シ、前後ノ処置カケアイノ次第マデ他日遺憾アル事ナシ、
 賢者ノ一言不尋常モノナリト、後年シバシバ歎息感慨アリ、信敬セラル、事見ルベシ、

とみえる。冒頭に「京加番ノ時」とあることから、この一件の起こったのは、安固が京都加番役を勤めていた享保3年（1718）から11年までの間のことであり、近江舟（船、以下同）木の材木座のことで「公儀」＝幕府と掛け合うことがあり、それに当たって師であった若林強斎に義理の当否等を尋ねたところ、強斎からは「覚悟ハヨキカ」との一言があった。この師の一言によってこの一件の処置は「遺憾」なく済んだとしている。ちなみに、材木座のあった南舟木村は、寛永11年（1634）に小浜藩の初代酒井忠勝が若狭小浜11万3500石を領したとき以来、小浜藩の領地であった。

「江州舟木材木座ノ事」については、幸い地元はその詳細を知ることのできる史料が残されている。それによれば享保6年、近江国滋賀郡葛川8か村・朽木谷22か村・高島郡42か村と舟木材木座21人との間で、安曇川を下す材木の支配をめぐる争論が発生した。この争論は、十分一運上が幕府に納められていたこと、また訴訟の村々が幕領・私領が入り交じっていたため、京都町奉行に持ち込まれ、享保8年に一旦、葛川・朽木谷・高島郡の村々の要求が入れられ、舟木にあった材木改めの番所が南古賀村（福知山藩・旗本朽木氏の相給）の赤岩に移され、京都の本間（北国屋）伊右衛門が運上銀200枚と栗丸太300本で請け負ったが、運上を納めるのに難渋し、その免除を求めた。それに対し享保14年10月、京都町奉行所は、本間伊右衛門の請負を停止し、舟木材木座に以前通り材木支配を命じ、赤岩に移されていた改番所も元の舟木村に戻された¹⁵⁾。

また、他の史料から享保8年に訴訟が一応の決着をみる前年の享保7年7月、舟木材木座の総代より恐らく小浜藩の高島郡代官の下代と思われる西谷武知右衛門、佐藤代右衛門、樋口唯右衛門に対し、訴訟に勝つために7年以前（享保元年）に朽木と舟木の間で起った争論の古証文の借用を望んだことを知ることができる¹⁶⁾。しかし、現地の史料からは、『余慶編』に記された小浜藩と「公儀カケ合」の事実はみえてこない。

そこで『余慶編』の記事に「雑話続録ニ詳也」とみえることに注目したい。「雑話続録」は、単なる安固の記した雑記ではなく、若林強斎の言行を安固が筆録したもので、「強斎先生雑話筆記」あるいは「山口春水筆記」の名で広く知られており、若林強斎研究には欠かせない書物であるが、その該当部分に次のようにみえる。長文ながら引用しよう¹⁷⁾。

江州高島郡舟木材木座出入ノコト、赤岩ノ伊右衛門ト云フ者願ニツキ、古来ヨリノ材木座ハ止メニナル。依之材木座ヨリ収納スル年用米ノ出所ナクナリ、此方御拝領地高ノ缺ニナル。此儀ハ其頃所司代松平伊賀守様、町奉行河野豊前守様ナド御吟味ツマラズ、伊右衛門公儀ノ利ヲ言立テ、願フ筋ヲウカト御聞届ケナサレタルヨリ事起リタルコトナリ。靈廟院様大阪御城代ノ節ノ事ニテ、豊前守様へ右ノ訳ヲ仰セ遣ハサル右ノ一件ハ、外ノ儀トハ違ヒ、御拝領地高ニサハリ大切ノ儀ユエ、右使ニ参ル者能ク吞込ミ、御尋ネアル節ハ右ノ道理ヲ明カニ不申達シテハ不相済コト也。然ルニ青山三左衛門ハ常役ナガラ右ノ儀不吞込、舟木代官中島作兵衛ト日夜商論シテ能ク吞込ミ居ル、是ニモ訳有之コトニテ、三左衛門ヲ遣ハシテハ如何アラント思ハル。三左衛門ハ使ニ行ク合点ト見エル。此処決シ難ク密カニ先生ニ伺ヘバ、常役ニ対シ礼容如何ノ処ハ細事ナリ、御拝領地高ヘアヅカルコトハ重事ナリ。然レバ何トゾ其許引受ケラル、様ニシテ、右使者ヲ勤メラレ可然旨御諭シ也。依之予モ心ヲ決シテ左様ニ致スベシト申上ゲ料簡ヲ極メ、辞シ帰ルニ及ンデ喚返サレ、右使者ハ大切ノ儀ナリ、事ノ品ニヨツテハ公儀ノ御役人トテモ何処迄モ申拔カズシテハ不

相成時宜モアルベシ。然レバ其許覚悟が大事ナリ。覚悟ハヨキカト尋ネラル、此一言ヲ承リ、予ガ心トント落著キテ格別ニナリタリ。豊前守様御前へ罷出テモ始終申シヌキ引取りシナリ。右委細ハ事ナガキ儀ユエ詳カニ記サズ。サテ――賢者ノ一言ハ格別ナルコトナリ。

材木座一件に添って内容をみていくと、舟木材木座の出入りについては、赤岩ノ伊右衛門¹⁸⁾の願出により小浜藩領である南舟木にあった材木座は停止され、その結果、材木座より小浜藩が収納する「年用米」の出所を失うこととなり、酒井氏の「御拝領地高ノ缺」となった。この事は、そのころの所司代松平伊賀守忠周様と町奉行河野豊前守通重様による「御吟味」が煮詰まらないなか、伊右衛門が「公儀ノ利」を言い立て、伊右衛門の願い筋を迂闊に「御聞届」けなされたことで事が起こった。大坂城代であった小浜藩主酒井忠音は、河野豊前守様へ申入れをすることになった。この一件は「外ノ儀トハ違ヒ、御拝領地高ニサハリ大切ノ儀」であるので、使者はその点をよく呑み込み、河野豊前守から「御尋ネ」のあるときには、「右ノ道理」を十分に主張できなくては済まぬことである。しかし京都定番の青山三左衛門茂定は、その事を呑み込んでいない。自分は舟木代官である中島作兵衛但秀と日夜商論してよく呑み込んでおり、三左衛門が使者となるのは如何と思っていた。一方、三左衛門は使に行く積もりでいるようだ。ここのところを決めがたく、密かに師である若林強斎にうかがったところ、「常役」への「礼容」は「細事」であり、「御拝領地高」にあずかることは「重事」であるので、「其許（安固）」が使者を引き受けるよう諭された。この言葉で自分も心を決め、師のもとから帰ろうとしたとき、強斎に呼び止められ、「使者ハ大切ノ儀ナリ、事ノ品ニヨツテハ公儀ノ御役人トテモ何処迄モ申拔カズシテハ不相成時宜モアルベシ。然レバ其許覚悟が大事ナリ。覚悟ハヨキカト」と声をかけられた。この一言によって自分の心は落ち着いた。そして河野豊前守の前でも始めから終わりまでこちらの主張を貫くことができた。

内容は、以上のごとくであるが、次にこの記事の年代を確定しておこう。松平伊賀守忠周が所司代であった期間は、享保2年9月27日から同9年12月15日まで、河野豊前守通重が京都町奉行であったのは享保6年2月15日から同9年12月18日まで、酒井忠音が大阪城代であったのは享保8年正月15日から同13年10月7日まで、青山三左衛門茂定が京都「常役」すなわち小浜藩の京都定番であったのは享保9年から同14年まで¹⁹⁾、中島作兵衛但秀が高島郡代官であったのは、享保8年から同11年まで²⁰⁾であり、これらの在職期間を勘案すれば、この一件は享保9年のこととなる。

この「雑話続録」からは、現地の史料からは窺えぬ領主側の動きを確認することができる。すなわち、領内にあった舟木材木座が廃止されたことにより、材木座から藩に納められていた「年用米」が失われたことを、「御拝領地高」に関わるものだとすることで、大坂城代の地位にあった藩主酒井忠音からこの訴訟を裁許した京都町奉行河野通重に異議を唱え、再考を促したのである。現地ではみえない藩側の動きのあったことは注目に値する。

この働きかけが、直接功を奏したかは明かにはしえないが、こうした動きが存在したことを念頭に置くと、享保14年10月、本間伊右衛門の運上滞りを理由にその請負が停止され舟木材木座が復活するにあたって、藩主忠音の前年の享保13年10月の大坂城代から老中への昇進が何らかの影響を与えたのかもしれない。

3. 小浜藩の借財と竹原文右衛門

『余慶編』に次のような記事がみられる。

江戸竹原文右衛門ハ始メ小浜町同心ナリ、不念アリテ扶持ニハナレ、江戸ニ下リ艱難ヲ経テ一分限者トナリ、前年御用ヲ達セン事ヲ願ヒ 忠音公御代ヨリ往々金子ヲ出ス、息ヲ重ヌルノユエンカ、一万両ニ及フ、竹原元ヨリ気慨アリ、万両ノ証文ヲ差上ケ生国ノ恩ニ報ユト云、其功ノ不少カラヨリ会釈法ニ過キタルユヘカ、其功ニ誇リテシバ、失礼ノ言アリ 忠存公御城ニテ御能アリ、竹原来リ合スニヨリテ拝見ヲユルサル、御家中ヘハ一統ニ石飯煮染ナドヲ玉ハル、数日ノ後、竹原御用人列座ノ中ニヲイテ、両膝サマクリ掌ニテタ、キツ、サマニ傲言シ、御能拝見ハアリガタシ、然レドモ、給ベ物ナド僂末ナリ、スベテ御会釈一万両サシアゲタル功ニアタラズト云ニイタリテ、マコトニ傍若無人ナリ、彼レ気ハバアリテ且其功モ不少ユヘ一座頗ル憚リテトリアハズ、竹原咎ル者ナキヲ知り、膝ヲタ、イテ、マスニ無礼ナリ、

この後に、安固が竹原文右衛門を諷めた話へと続くが、まず、この記事の年代を確定しておこう。文中に「忠存公御城ニテ御能アリ」とあるのと、忠存が藩主になるのが享保20年（1735）7月3日、死去するのが元文5年（1740）8月22日であることから、享保20年以降元文5年以前、さらに忠存の初入部が元文2年6月以降（元文2年6月19日初めて城地へ²¹⁾、さらに安固が、敦賀町奉行から小浜用人役に就くのは『余慶編』に「先考初テ御用座ニ入ラレタルハ元文四年ノ冬ナリ」とあり、また「忠存公御在城ナリ、翌年五月御参府」²²⁾とあることから、竹原文右衛門の小浜城での観能は、元文4年冬以降同5年5月以前と特定できる。

その上で『余慶編』の記事をみていくと、小浜町の同心であった竹原文右衛門は、「不念」があって扶持を放たれ、その後江戸に下って艱難の末「一分限者」となり、小浜藩の御用を達せんと願い出、忠音の代よりしばしば「金子」を提供した。その利息も重なった結果か、その額は1万両にも及んだ。竹原は元より気慨のある人物で「生国ノ恩」に報いるとのことで「万両ノ証文」を藩に差しあげた。その功績は少なくなかったのも、藩では竹原を厚くもてなしたが、「会釈法ニ過キタ」ためか、その功に誇りてしばしば「失礼ノ言」があった。忠存が城で能を催した際、竹原が居合わせ能の拝見を許された。そのとき家中には「石飯煮染ナド」を給わった。数日後、竹原は用人列座のなか、両膝をまくり掌でたたきながらさまざまに「傲言」し能を拝見したのはありがたいが、食べ物も僂末である、その対応は1万両を差し上げた功にあたらないうまで言う、まことに傍若無人の態度である。

ところで「江戸竹原文右衛門」とは、どのような人物なのであろうか。小浜生まれであり、小浜町の同心を勤め、その後召し放たれ江戸に出て「一分限者」となったことは『余慶編』の記事から確認できるが、それ以上は分からない。しかし、この人物は江戸では有力な脇両替屋の一人であった。湯浅隆の研究²³⁾によれば、享保4年の『両替年代記』に初めて顔をみせ、当時は脇両替のうちに三組両替屋の神田組に属していた。その後、竹原は、文化3年（1806）7月に升屋源四郎・播磨屋新右衛門とともに、三井次郎右衛門一人となった本両替屋の補助となり、ついで文化5年に正式に本両替屋の一員となり、明治5年（1872）までその地位を保った家である。さらに、湯浅は、早稲田大学附属図書館所蔵の竹原文右衛門家屋敷証文のいくつかを翻刻し、解題を付している。最も古い売券は享保12年に竹原文右衛門が新両替町で家屋敷を買ったときのものであるが、ここでは小浜での話題に最も近

い元文2年の家屋敷売券をあげておく。

永代売渡申家屋鋪之事

一駿河町南側東木戸三軒目、表口京間五間裏行町並式拾間、我等所持之家屋鋪壹ヶ所代金八百五拾兩ニ此度永代売渡シ、名主五人組売主立合、右之金子不残慥ニ請取申所実証也、此家屋鋪書入、御公儀様御請負申儀無之、其上拝領屋鋪ニ而茂無御座候、尤余人ノ之預り屋敷ニ而茂無之候、此家屋鋪ニ付諸親類者不申及、横合違乱申者無御座候、若以来違乱申者有之候ハ、此加判之名主五人組売主罷出、急度埒明ケ可申候、為後日永代売券証文仍而如件、

元文貳^丁巳歳三月朔日 家屋鋪売主 太郎次 (印)

五人組 伊兵衛 (印)

同 清五郎 (印)

同 伝 七 (印)

同 七郎兵衛 (印)

名主 助右衛門 (印)

竹原文右衛門殿

この家屋敷売券は、江戸の金融市場の中心地の一つである駿河町の家屋敷を売得したもので、竹原文右衛門の両替屋経営拡大の大きな画期となったものといえる。なお売主の「太郎次」は本両替屋で、元文元年休業、仲間除きとなった江島屋太郎次のことである。なお、寛延元年(1748)の小浜藩江戸分限帳に「五人扶持 竹原文右衛門」がみえる²⁴⁾。

竹原からの借金と関連して、『余慶編』には、先の竹原の記事に続いて「竹原ハ江戸方ナリ、江戸方ヲ除ケテ上方ノ御借物大数九万五千金余也」とあり、この時点で小浜藩には上方だけで9万5000両あまりの借財のあったことが分かる。

さらに『余慶編』には、忠存死去直後の元文5年10月、安固が使いして上方の借財を断る記事がある。そこでの論理は「抑人ノ物ヲカリテ約ヲ変ズルハ不信ナリ、不義ナリ、然ルニ 国家ノ興廢ヨリイヘバ、小信小義ヲ見ルベキ時ニアラズ、シバラク忍デ大義ヲ立テ、重テ前約ノ如クスルガ相對シテ、量ヲサダメハ闕クル処アルベカラズ」、すなわち人に物を借りて返さないのは「不信」「不義」である、しかし、「国家ノ興廢」という点からすれば、「小信小義」を云々するときではなく、しばらくは忍んでも「大義」を立てて、前の約束のごとくするのを相對して、「量」を定めて返済することにすれば、財政に事欠くことはない、というものであり、またその背景には、「金ヲ人ニ貸シテ、利ヲ以テ渡世ヲナスモノ、其元利ヲ全フセバ、天下ハ富家ノ有トナラン、彼スデニ年々ノ息子ヲトリテ、或ハ元物ノ高ヨリ多シ、其上ヲ猶イツマデモ元利共ニ全セント云ハ貪ルナリトノ事ナリ、コレヲノ処ヨリ平均見テ決然トシテ御借物ヲ断リ 御家中興ノ根元ヲ固フスル」、すなわち、金を人に貸して利をもって渡世するものが、その元利を全うしたときには、天下は富家のものとなるであろう、金主はすでに年々の利息をとって、元の高より多いときには、その上にいつまでも元金・利息を得ようとするのは貪りである、こうした点からみて、決然として「御借物」を断れば「御家中興ノ根元」を固くするものである、というものであった。

最初に対応したのは大坂の金主数十人²⁵⁾であり、安固は彼らを大坂高津の牡丹屋の座敷に集め、忠

存の遺命として、「元金息子共ニ勝手取直スマデ暫ノ間相断ル」旨を告げ納得させ、ついで京都・大津の金主へも同様の対応をし受け入れさせたとある。

以上のことがらから明らかになる点の一つは、忠音の代にはすでに小浜藩の財政は相当窮乏していたこと、江戸の竹原文右衛門から少なくとも1万両を借用し、忠存のときまでに竹原から1万両の献金を受けたこと、二つは、これまで小浜藩の借財については、明和7年(1770)4月に11万両にのぼっていたことが分かっているが²⁶⁾、『余慶編』に「竹原ハ江戸方ナリ、江戸方ヲ除ケテ上方ノ御借物大数九万五千金余也」とあることから、元文ころにはすでに10万両に達していたこと、さらにその金主は大坂・京都・大津におり、その数は大坂だけでも数十人にのぼっていたこと、三つめは、借財への対応として、勝手を取り直すまでの条件のもと金主に返済を断る手法がこの段階で確認できることである。

さらに付け加えれば、江戸の脇両替から本両替となった竹原文右衛門の出自についてはこれまで明かではなかったものが、この『余慶編』の記事から若狭小浜の出身のものであることが明かとなった。なお、小浜藩の借財高は、寛政7年(1795)には24万両と噂され、文政11年(1828)には30万両とも40万両ともいわれ、廃藩の明治4年(1871)には38万2465両(「藩債取調帳」)に達しているが、その金主の一人として江戸の竹原文右衛門の名がみえる²⁷⁾。

この「借金御断」の結果については、『余慶編』の後半に、

是ニオイテ国家ノ財年々ニ増益シ 御天守へ納ル処、金五千両、京都ノ館金蔵ヲ新ニ建テ、若干金ヲ納、江府ノ御賄金約月ヨリ二三月前ゴトニ数千両ヲ下致シテ、尚大津御納戸ニ数千両ヲ貯フ、江府へ早く金子ヲ下スユヘ諸払当金前金ニナシ、費ヲ省ク事多シ、コレホドニハイタレドモ、先考猶根本ノ未_レ固ヲナゲク、延享三年寅正月十一日御家中本知ニ命セラル、モノハ実ニ先考ノ力ナリ、

とあり、天守に5000両、京都にも「若干金」、大津屋敷に数千両の備蓄金を持つようになり、江戸への仕送り金も滞ることなく、小浜藩の財政は大きく好転したことになる。そして、17世紀後半以来続いていた家中からの借米が延享3年(1746)には本知に戻されたことが記されている。この借米が止められ本知に戻ったことについては、これまでも小浜の町人学者木崎惕窓が宝暦7年(1757)頃にまとめた『拾椎雑話』巻一三武家の一項に「忠用公御時、^(酒井忠音) 霊苗院様・^(酒井忠存) 実相院様打続き不勝手につき、家中御借米にて諸士永々難儀の所、延享三年寅正月十一日御具足御祝の時、本知被仰付候、寅卯辰三ヶ年被下候。然る所大坂御勤役に付、又々御借米有。」²⁸⁾とあることから知られていたが、その背景にこうした財政改革のあったことは、この『余慶編』の記事によって初めて知り得たことである²⁹⁾。

4. 貸し鉄砲をめぐって

『余慶編』の最後に近いところに、村々への貸し鉄砲に関する記事がある。まずそれを挙げよう。

先考里民ノ辛苦ヲアハレミ、ワキテ大飯郡佐分利谷・下中郡名田荘谷猪鹿ノ害多キヲ以テ此二筋ヲ先巡郷ス、丹波国ハ鉄砲ノ禁令ユルヤカニテ下民厳シク制スルユヘ、猪鹿多ク若州ニ来ル処アリト見ユ、又伐出スニ便アシキユヘ右二谷ノ奥ニハ巨木梢ヲ交ヘテ甚生ヒシゲリ、雪中カヘツテ猪鹿シノキヤスキユヘモアルヤト事情山中ノ△△里民ニタツネ問、山中猪鹿ノ害不容易事ヲ□同

列ニ告、詳ニ言上^{〇〇}シ在中貸鉄炮ノ法ヲ沙汰ス、コ、ニオイテ里民猪鹿ヲ狩ルニ便ヲ得テ患ヲ除ク事最多ク、老年ノ者ハ今ニタマヘ其徳ヲ称スル者アリ、其余国本農ニアルユヘヲ以テ心ヲ用ル事多シ、上中郡・三方郡ハ未及巡郷内ニ退役ナリ

この記述からは、大飯郡佐分利谷・下中郡名田庄谷での獣害が多い理由を山越で接する丹波国での「鉄炮ノ禁令」が緩やかであり³⁰⁾、そのため猪鹿が禁令が厳しく山深い若狭側に多く生息しているとする点、獣害を除くために小浜藩が「在中貸鉄炮ノ法」を定めた点、この政策が上中郡・三方郡にはなお及んでいない点など、興味深い内容をもつものである。

では、この記事はいつのこととすればよいであろうか。文末に「上中郡・三方郡ハ未及巡郷内退役ナリ」とあることから、安固が、敦賀町奉行から小浜用人役となる元文4年（1739）以降、用人を退役する延享3年（1746）より以前の間で、退役する延享3年に近い時期のことと推測される。

在村での鉄砲所持が、全国規模で統制されはじめるのは貞享5年（1688）のことである。五代將軍綱吉の生類憐れみ政策の一環として、鳥獣を威嚇するため空砲での使用以外は、在村の鉄砲を取り上げた。小浜藩でも貞享5年、宝永4年（1707）、享保15年（1730）に鉄砲改めが実施されている³¹⁾。

享保15年の遠敷郡下根来村の「鉄砲御改帳」³²⁾によれば、下根来村には、3挺の鉄砲があり、その内2挺は畜類の害を防ぐための「おと（威）し鉄砲」であり請状の一か条に「鉄砲ニ玉を込打申間敷候」と空砲での使用のみが認められている。残る1挺は、「無益之殺生一切仕間敷事」との条件のもとで藩から使用を許可されていた「獵師鉄砲」（「古来〇獵仕渡世を送り申ニ付、獵師鉄砲奉願候処ニ願之通ニ被 仰付候」）であった。

この下根来村の例からすれば、享保15年時点の小浜藩の在村における鉄砲政策は、鉄砲改めのもと一定の在村鉄砲を認めるが、獵師鉄砲以外³³⁾獣害を防ぐための威し鉄砲は空砲での使用に限定している。

この享保15年より後に位置する『余慶編』の記事がいうところの「在中貸鉄炮ノ法ヲ沙汰」することによってどのように変化したのであろうか。「貸鉄炮ノ法ヲ沙汰ス」とあるに続いて「コ、ニオイテ里民猪鹿ヲ狩ルニ便ヲ得テ患ヲ除ク事最多ク」とある点に注目すれば、村人が鉄砲で猪鹿を狩りっており、この貸鉄砲はもはや空砲の威し鉄砲ではなく、実弾を発射し猪鹿を捕らえることのできる玉込鉄砲であり、獣害防止のために、空砲による威し鉄砲から実弾使用を認める玉込鉄砲使用へと小浜藩は政策を転換したとみなしえよう。

このことは、次の鉄砲預かり証文³⁴⁾からも確認できる。

指上申一札之事

一畜類為威御鉄砲之義奉願候処、玉目四匁三分御鉄砲式挺、^(鑄型)いかた・^(鑄鍋)いなべ、壺通り御貸被成、則市場村^{革屋}孫市・庄九郎、右御鉄砲預り主ニ罷成、慥ニ請取申処実正也、尤御鉄砲ニ而悪事少茂仕間鋪候、但右預り主〇外ニ何者ニ而も少之間も貸申間敷候、何時成共無相違返上仕可申候、依之庄屋組頭連判証文仍而如件、

大飯郡市場村預り主

元文六^辛酉年二月廿九日 ^{革屋}孫市 庄九郎

庄屋
刀祢
組頭
作左衛門
庄右衛門

折井孫右衛門様

青木定右衛門様

山崎理兵衛様

この鉄砲預り証文は、大飯郡佐分利谷に属する市場村に四匁三分玉の貸し鉄砲2挺が貸し与えられた折に作成されたものであるが、そのなかに「いかた・いなべ、^(鑄型) 壺通り御貸被成」とみえ、鉄砲の弾を鑄造するための鑄型・鑄鍋が鉄砲とともに貸し与えられており、畜類を威すための鉄砲という名目は変わらないが、空砲ではなく実弾使用を認めているのである³⁵⁾。

さらにこの威し鉄砲の預り証文が出された元文6年は、安固が小浜用人となった2年後のことであり、『余慶編』の記述とも齟齬せず、小浜藩の空砲の威し鉄砲から玉込鉄砲への貸し鉄砲政策が転換したのは、少なくとも元文6年以前のことであったことが確定できる。

おわりに

『余慶編』には、敦賀町奉行時代を中心になお多くの藩政の動向を窺わせる案件があるが、本稿では、『余慶編』を素材に、舟木材木座一件、竹原文右衛門一件、貸し鉄砲一件の三件を、他に残る史料と結びつけることで検討し、小浜藩中期の藩政の一端を明らかにしてきた。その結果、『余慶編』の記述は、概ね信頼できるものであり、関連史料を他に得られなくとも、その内容を藩政史研究に生かすことは十分可能であるように思われる。他の史料を発掘し『余慶編』の叙述とを更に絡め分析を深めることも含めて、今後も活用していきたい。

注

- 1) 小浜市立図書館酒井家文庫449。
- 2) 『余慶編』の巻末に「天明八年戊申晩夏 小子重遠謹述」とある。
- 3) 「山口春水」『東洋文化』1933年4月号、後、『近世高士伝』、『森銑三著作集』第八卷（中央公論社）収録。
- 4) 虎文斎。
- 5) 『芸林』26-2、6、1975年、のち著書『若林強斎の研究』（神道史学会、1979年）再録。
- 6) 小出昌洋「強斎先生雑話筆記」解題、（『続日本随筆大成』12、吉川弘文館、1981年）。
- 7) 「安永三年小浜藩由緒書」『小浜市史』藩政史料編二（小浜市教育委員会、1985年）323～324頁。
- 8) 忠音が太坂城代であった期間は、享保8年1月15日から同13年7月7日までである（『新訂 寛政重修諸家譜』第2、26頁）。
- 9) 山口安固の熊川奉行就任月、敦賀町奉行就任月については、「熊川御茶屋二町御奉行衆聞伝覚」（『勢馬清兵衛家文書』）に「享保十四己酉年六月より同十八癸丑年三月迄 山口庄右衛門殿」とあるによった。
- 10) 今立・南条二郡の村々の年貢を輸送上の不便を訴えた百姓の願いを聞き届け米納から銀納としたものである、この件を直接示すこの時期の在地側の史料を得ることはできない。しかし、「内田五兵衛家文書」に小浜藩領今立郡別司村の天明4年（1784）6月の天明3年分の「別司村卯御年貢米払方目録」の集計部分には、
残壺百八拾九石九升七合

此銀拾四貫八百六匁貳分九厘五も

とみえ、年貢納入が米ではなく銀でなされていたことが確認できる。なお、天明3年の年貢免状は米立ての勘定である。また「宮川九兵衛家文書」にも小浜藩領今立郡寺中村の安政2年(1855)以降幕末にいたる年貢・小物成米金納払勘定目録が残されており、安政2年分の年貢・小物成の集計部分には、

残而 貳百三拾石五斗貳升

此代 拾七貫六百拾壺匁七分貳厘八毛

但シ壺石ニ付七拾六匁四分

此金 貳百八拾四兩三匁七分貳厘八毛

但シ兩替六拾貳匁

とみえ、年貢・小物成が米高を銀高に計算し、さらに金に両替して納めていることが確認できる。

- 11) 「指掌録」『敦賀市史』史料編第五卷(1979年)210頁参照。
- 12) 「山名文書」『小浜市史』諸家文書編一(1979年)参照。
- 13) 「指掌録」『敦賀市史』史料編第五卷(1979年)200頁、358頁参照。
- 14) 忠存の没年は元文5年8月22日である(『新訂寛政重修諸家譜』第2、26頁)。
- 15) 「山本清家文書」享保14年10月付京都町奉行申渡覚。『高島町史』(高島町役場、1983年)参照。
- 16) 享保7年7月晦日付材木座惣代太郎左衛門他2名口上書(「山本清家文書」)。
- 17) 「強斎先生雑話筆記」(『続日本随筆大成』12)。
- 18) 享保14年10月付京都町奉行申渡覚(「山本清家文書」)に「舟木改番所南古賀村之内赤岩江引替度之旨右村々相願候ニ付(中略)吟味之上赤岩江改所替候処、本間伊右衛門運上銀貳百枚并栗木丸太三百本を以請負」とあり、また享保8年9月18日付舟木材木御改御番所小屋等請取証文(「同家文書」)の差出人に「北国屋伊右衛門」とある。さらに享保5年12月晦日付舟木材木座中に宛てた一札之事の差出には「京都請負人天王寺屋十兵衛代京丸太町柳馬場北国屋伊右衛門」とみえ、本間伊右衛門が京都の町人であることが確認できる。さらに享保14年11月5日付本間伊右衛門口上書(「同家文書」)に「御役所御引渡相済候ニ付私妻子共当分南古賀村之内借り宅仕罷有候」とみえ、享保8年以降、本間伊右衛門は赤岩の改番所にいたようである。
- 19) 青木三左衛門茂定については、「安永三年小浜藩家臣由緒書」(『小浜市史』藩政史料編二、228頁)に「享保九年京都定番三拾石御加増都合貳百石、同十四年御先手者頭役」とみえる。
- 20) 中島作兵衛は中島佐兵衛但秀のことと思われ、安永三年の由緒書には「享保三年上中郡御代官。享保八年高嶋郡御代官百二十石、享保十一年御勘定奉行」(『小浜市史』藩政史料編二、141頁)とみえる。
- 21) 『新訂寛政重修諸家譜』第2、26頁。
- 22) 忠存の帰国参勤は、元文2年9月2日江戸発15日小浜着、3年5月16日小浜発、元文4年7月25日小浜着、元文5年5月19日小浜発(『酒井家編年史料稿本』当該条、小浜市教育委員会、1989年)。
- 23) 「本館所蔵 古文書摘録(六) 一両替商竹原文右衛門家屋敷証文一」(『早稲田大学図書館紀要』17、1976年)。
- 24) 『小浜市史』藩政史料編二、509頁。
- 25) この金主の筆頭とされる薩摩屋仁兵衛は、大坂天満組惣年寄の一人であった商人である(宮本又次『大阪商人』弘文堂、1958年、2010年に講談社学術文庫に収められる)。
- 26) 『小浜市史』通史編上巻945頁参照。
- 27) 『小浜市史』通史編上巻942頁参照。
- 28) 『拾稚雑話・稚狭考』(福井県郷土誌懇談会、1974年)222頁。
- 29) 『小浜市史』通史編上巻943頁参照。
- 30) 小浜藩に比して丹波国の鉄砲禁令が緩やかだったことについては、幕府が宝永6年4月に猪鹿狼の害のあるところの玉込鉄砲の使用を許可した(『御触書寛保集成』2529)のを受けて、丹波ではそれに従ったのに対し、小浜藩では貞享年間以来の生類憐み政策を継続、獵師以外の玉込鉄砲の使用を宝永4年以降も禁止していたことからわかる。なお、この点は三好康太「小浜藩における鉄砲改めについて」(2011年度京都大学卒業論文)が最初に指摘している。
- 31) 『小浜市史』通史編上巻882頁参照。
- 32) 「岩崎登文書」『小浜市史』諸家文書編四、1987年。
- 33) 獵師鉄砲については、宝永4年に大飯郡佐分利谷、下中郡名田庄、同郡根来谷、同郡松永谷、上中郡河内谷、三方郡耳庄の一部を限定してその使用を認めている(『雲浜秘鑑』『小浜市史』藩政史料編三、183号)。

34) 「永谷刀祢家文書」(福井県文書館写真帳)。

35) 同様の証文として、宝暦6年(1756)閏11月付下中郡田烏浦威鉄砲預り証文(『小浜市史』諸家文書編三、482頁)、寛政10年(1798)6月28日付下中郡上根来村威鉄砲預り証文(「上根来区有文書」『小浜市史』諸家文書編四、517頁)があげられる。